

奈良県選挙管理委員会告示第百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった平成二十一年分の収支報告書について、下市町あらい正吾後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定により、平成二十二年十一月奈良県選挙管理委員会告示第五十六号（政治資金規正法に基づく収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年三月二十九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

下市町あらい正吾後援会の項1中「収入総額	248,759」を「収入総額	248,791」を「収入総額
248,759」を「本年収入額	208」を「本年収入額	
収入	176	176
収入	176	176
収入	176	176